

---

新型コロナウイルス  
感染予防対策ガイドライン

---

富士交通株式会社

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、バス事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理されたものを基本に、独自のガイドラインを作成したものである。

新型コロナウイルス感染症の感染防止に取組み、社会経済活動の両立を図りながら、感染リスクが低減してもなお、従業員やその家族、関係者の健康と安全・安心を十分に確保できるよう、事業活動に用いられるべきものであり、適宜 必要な見直しを行うものである

## 1. 感染防止のための基本定な考え方

立地や運行形態を踏まえ、事業所内・事業用自動車車内・運行経路・立寄先・通勤経路を含む周辺地域において、感染を防止に努め「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

## 2. 講じるべき具体的な対策

### （1）感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関わる正確な情報を常時収集する。

### （2）健康管理

- ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上でその結果や症状の有無を記録し、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。

- ・発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

### (3) 通勤

- ・ローテーション勤務を実施し、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。但し、乗務員は勤務交番表に従い就労する。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・公共交通機関を利用する従業員も、マスクの着用や、私語をしない事などを徹底する。

### (4) 事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要な石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を、最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議・ミーティング・集会などは、原則中止とする。
- ・採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に

対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所内の共有スペース・物品

- ・休憩・休息スペースのテーブル・椅子などは定期的に消毒を実施する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースには入らない。屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避ける事を徹底する。
- ・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には、適宜マスクを外しても良い。
- ・スペースでの飲食についても距離を確保し、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は、清拭消毒を行い、共用のタオルは使用しない。

(7) 車両・設備・器具

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、常時洗浄・消毒を行う。
  - ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
  - ・事業用自動車内や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。シートカバーも定期的に洗濯・消毒する。
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 事業所等への立ち入り

取引先など外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合、当該者に対して従業員に準じた感染防止対策を求める。

\* 予め、これらの外部関係者が所属する企業等に、感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(9) 従業員に対する協力のお願い

従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。

(10) 感染者が確認された場合の対応

・ 従業員の感染が確認された場合

- ア 保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。
- イ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ウ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を実施し、同勤務場所の勤務者は、自宅待機とする。